

調査前の帳簿等データの提出依頼でQ&A

国税庁は13日、税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するQ&Aを公表した。同庁では、実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組みを行っている。Q&Aでは、帳簿等データの提出依頼の趣旨、罰則や加算税の適用関係、

依頼に応じないことのみで罰則適用はせず

帳簿等データの提出依頼の趣旨については、依頼時期については、原則、事前通知後に行うとした。ただし、実地の調査の日時の調整に時間要するといった場合には、事前通知に先立ち、帳簿等データの提出をお願いする場合があるとしている。また、調査の効率化を図られ、また、調査期間や実地の調査による拘束時間の短縮が期待できるなど納税者等の負担軽減にもつながるものと考え

提出のあった帳簿等データについて他事案での活用の有無などが示されている。帳簿等データの提出依頼に応じない場合、罰則の対象となるか否かについては、罰則の対象とならうものと考えられるとした上で、提出依頼に応じないことのみをもって罰則が適用されるものではなく、あくまでも、納税者等の承諾を得て実施するとしている。

も、帳簿等データの提出の依頼は、納税者等の理解と協力の下、その承諾を得て実施するとしている。事前通知における「調査を開始する日時」については、実地の調査前にオンラインツールを利用して帳簿等データの提出を求める場合、その行為は質問検査権の行使に該当するが、実際の臨場が伴わないため、当該行使は「実地の調査」には該当しないとした。したがって、事前通知における「調査を開始する日時」は、初めて事業所等に臨場して帳簿書類等の提出または提示を求めるといった質問検査権を行使する日時となるとしている。

1都3市3町は指定申し出ず

10月からのふるさと納税指定

総務省はこのほど、令和8年10月1日から令和9年9月30日までの、

中小税制強化グループ
適用が年間100件超に増加

経産省は手続面で見直しを要望

中小M&A市場の拡大に伴い、令和3年度税制改正で創設された中小企業事業再編投資損失準備金、いわゆる中堅・中小グループ化税制の適用が増加している。3年度に20件だった適用件数(実績値)

は4年度が70件、5年度が77件、6年度は110件にまで伸び、経産省は7年度以降も増加すると見込んでいる。ただ、実際にM&Aを行っている企業から手続きの煩雑さや同税制はM&Aを実

も、帳簿等データの提出の依頼は、納税者等の理解と協力の下、その承諾を得て実施するとしている。事前通知における「調査を開始する日時」については、実地の調査前に帳簿等データを提出したことをもって、「更正があるべきこと」を予知してされたものに該当しないものと考えたとした。この回答は、一般的な例を示したものである。また、提出のあった帳簿等データは、他の事案の税務調査や行政指導のために活用することがあるとしている。

また、提出のあった帳簿等データは、他の事案の税務調査や行政指導のために活用することがあるとしている。なお、帳簿等データの提出を依頼する場合、説明文書を交付するとしている。

高市早苗首相は7日の衆院本会議の代表質問で、取引相場のない株式の評価方法について、現時点で何らかの結論や見直しの方向性が決まっているということとは全くなく、今後、令和9年度税制改正のプロセスにおいて、関係者間の意思疎通を図りながら合意が得られるよう、ゼロベースで検討を進めていく旨答弁した★まさに、国税庁において、取引相場のない株式の評価に関する有識者会議が複数回開催され、委員やオブザーバーなどからも意見書が出されるなど、どう決着するのか、今後が見通せない状況だ★そもそも、取引相場がないのだから、その株式を評価するのは難しい。評価方法を変えれば多くの企業が影響を受ける。この課題をどう乗り越えるのか、そのプロセスに多くの人が注目している。(Y)

祝 大蔵財務協会 創立90周年

(順不同)

社会福祉法人熊本県コロニー協会 理事長 大島 武文 〒860-0051 熊本県熊本市西区二本木三十二-三七 電話 〇九六-三三三-二九九 FAX 〇九六-三三三-二九九	株式会社 福田印刷 本社/〒800-0037 北九州市門司区原町別院3-5 TEL (093) 371-3231 FAX (093) 371-5735 E-mail jf@jf1.co.jp URL https://www.jf1.co.jp	株式会社国際印刷 代表取締役 大田 麻里 〒901-0147 沖縄県那覇市宮城一-一三-九 電話 〇九八-八五七-三三八五 FAX 〇九八-八五七-三八九二	株式会社 鯉城印刷株式会社 代表取締役 堀 貴雄 〒730-0805 広島県広島市中区十日市町二-八-二 電話 〇八二-二三三-八二四七代 FAX 〇八二-二三三-八二四九 HP http://www.rijou.co.jp	株式会社 孔栄社 取締役相談役 佐藤 克行 〒980-0822 宮城県仙台市青葉区立町一六-一三 電話 〇二二-二六二-四五四五 FAX 〇二二-二六二-四一七六
---	---	---	--	--

米国遺族年金の受給権巡り高裁判決

受給権はみなし相続財産に該当

地裁に引き続き納税者敗訴

米国で勤務経験のある夫の死亡後、妻が取得した米国の遺族年金を受給する権利がみなし相続財産に該当するかが争われている訴訟の控訴審判決が8日、東京高裁（谷口園恵裁判長）であった。高裁は同受給権がみなし相続財産に該当し、その評価額をすべての相続人に係る課税価格に加算すべきであるなどとして課税庁が行った更正処分を適法とした地裁判決を支持し、みなし相続財産に該当しないなどとしていた納税者の主張を退けた。

2件の同様の事案のうち神奈川の事案

今年2月25日に被相続人の住所を神奈川県と岐阜県とする同様の事案の判決がそれぞれ東京地裁で出されていた（いずれも納税者敗訴、3月9日号1面参照）が、今回、高裁判決が出たのは神奈川県と岐阜県の事案は高裁で審理が継続している（11月12日に判決言渡予定）。

本件で被相続人は令和元年6月8日に死亡し、妻と子である控訴人が相続をした。本件に相続人となるべきであるが、被相続人は生前、米国に赴任しており、被相続人の死亡に伴って妻が米国遺族年金の受給権を取得。控訴人が本件に相続に係る相続税の申告をしたところ、所轄税務署から本件受給権が相続税法3条1項

受給権に相続税法3条1項6号「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」を適用することが憲法の定める平等原則に反するかなど。

これに対し、高裁は、地裁判決と同様に①本件受給権は同法3条1項6号が定めるみなし相続財産に該当して相続税の課税財産となる

る、②本件受給権の評価額は同法24条5項において準用する同条1項3号ハの規定により評価すべきで、更正処分における評価は正当、

法基通改正で趣旨説明

グローバル・ミニマム課税関係

国税庁は9日、「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明を公表した。令和8年度の法制改正のうち、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の一部改正等に対応するもの。

また、法令解釈を行っており、また、一義的な取扱いを定めることができないケースについては、例示にとめているとしている。

そのため、通達中に例示がない、通達に定められていない等の理由で、制度導入の背景等に即しない解釈に陥ることのないよう留意が必要であるとしている。

1県2市1町の宿泊税新設に同意

長崎市は税率変更

総務省は9月30日、5つの地方団体から協

議のあった法定外税の新設・変更について、同日付けで総務相が同意したと公表した。

長崎市は同税の変更に、税率について変更している。

福岡県春日市須玖南五丁目六〇

電話 〇九二―五五八―二二四二

株式会社SKクリエーション

代表取締役社長

木庭 圭太郎

九州総合サービス株式会社

代表取締役社長

永島 建

〒812-0017 福岡県福岡市博多区美野島三丁目一―二八

電話 〇九二―四四一―一七一一
FAX 〇九二―四四一―一七二六

11年の年末調整の時期から送付せず

キャッシュレス納付を利用している者に

所得計算する
使用する
徴収する
税徴収

国税庁は8日、所得税徴収高計算書（納付書）の送付に関するお知らせを公表した。

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者に対して送付している、翌年使用する所得税徴収高計算書（納付書）について、令和11年の年末調整の時期から、法人税や消費税などのキャッシュレス納付を利用している者に対しては、送付しないとした。

計算書（納付書）については、9月24日に行われた国税システムの更改に伴い、A4三つ折りサイズ程度の複写式から、A4サイズの単票式に変更されている。単票式の様式は複写式ではないため、各片に記載する必要がなくなることから、税額などの記載事項を3回記載することになる。そこで、国税庁では、この記載を簡便化するため印字ツールを提供している。

印字ツールは、記載事項を入力することで、市販のプリンターで印刷できるもの。ただし、税務署や業務センターにおいて一部の事項を印字した、所得税徴収高計算書（納付書）（A4版）にのみ対応しているため、必ず税務署や業務センターから交付を受けた納付書を使用してください。

なお、整理番号欄がある複写式の所得税徴収高計算書（納付書）は、10年9月頃まで使用することができる予定となっている。

また、同サイトには6日、飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関する説明動画の詳細版（約28分）が掲載されている。税率変更に伴う経過的な取扱いや中間申告制度の特例、飲食料品の総額表示義務の特例などについて説明している。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

国税庁は、同庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxを行う方法の一つである「ID・パスワード方式」について、令和9年分確定申告から利用できなくなる予定としている。7月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、同方式について、令和9年の早期に終了するとされていた。

「ID・パスワード方式」が終了へ
9年分確定申告から利用不可の予定

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

また、重点計画では、マイナポータル連携に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、8年度中を目途に要件を整理し、9年度以降の実現を目指すとしている。

祝 大蔵財務協会 創立90周年

(順不同)

代表取締役社長

永島 建

〒812-0017 福岡県福岡市博多区美野島三丁目一―二八

電話 〇九二―四四一―一七一一
FAX 〇九二―四四一―一七二六

株式会社SKクリエーション

代表取締役社長

木庭 圭太郎

〒810-0863 福岡県春日市須玖南五丁目六〇

電話 〇九二―五五八―二二四二

都内屈指の眺望を傍に。
皇居に隣接する希少な立地。
四季折々、至高のくつろぎを
お届けする絶好のロケーション。

KKR HOTEL TOKYO
・皇居の杜に隣接するホテル・
KKR Hotels & Resorts



https://tokyo.kkr.or.jp/
E-mail: party@tokyo.kkr.or.jp
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1
TEL. 03-3287-2921 (代表)

東京駅より車で約5分
東西線竹橋駅直結

株式会社 光和コンピューター

代表取締役

寺川 光男

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三―一―二
岩本町東洋ビル

電話 〇三―三八六五―一九八一
FAX 〇三―三八六五―一九二二

KOWA
COMPUTER

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三―一―二
岩本町東洋ビル

電話 〇三―三八六五―一九八一
FAX 〇三―三八六五―一九二二

有限会社 共栄発送

代表取締役

小澤 利夫

〒354-0017 埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目二三番一号

電話 〇四九―二五三一―六五二二
FAX 〇四九―二五三一―六五二二

日税連

AI等活用でガイドライン

使いこなすための具体的方法示す

日本税理士会連合会(太田直樹会長)のデジタル・システム委員会は、このほど、「税理士事務所のためのAI・クラウド活用ガイドライン」を策定した。同ガイドラインは、税理士がその業務を行う上において、法令を守りながら安全にAI・クラウド等のデジタル技術を使いこなすための具体的な方法をできる限りわかりやすく示すために策定した。文書A(実務指針編)「文書B(詳細解説・法的根拠編)」「文書C(事務所導入・規程集)」で構成され、「概要版」もある。

文書Aは、税理士事務所の業務のみの区分に「整理し、適切なツールを使い分けを例示、②企業版の利用、DPA等の締結と学習利用から安全かつ積極的に活用するための実務指針」。

①生成AI、AIエージェント、AI OCR、クラウドストレージなどを対象に、扱う情報を「機密・個人情報を含む区分」と「

必要となる法的根拠や考え方を詳しく解説した資料。文書Aで示された実務ルールについて、「なぜその対応が必要なのか」を条文や公的ガイドラインに基づいて理解できる構成となっている。

記帳指導に「コンパクト型」を導入

Web会議ツールでライブ配信

国税庁はこのほど、個人事業者を対象とした外部委託による記帳指導で、会計ソフトを使って記帳の仕方等を説明する「会計ソフト方式」に、新たに「コンパクト型」を導入した。

記帳指導の内容は各国税局・税務署が、各地域の実情に合わせて行っているため異なる。従来は、記帳指導希望者が、各

「オンラインによる記帳指導の受講に係る申込フォーム」に必要事項を入力し申し込む。他方の「会計ソフト方式(通常型)」と「個別指導方式」の記帳指導の希望者は、最寄りの税務署(所得税担当)に電話で問い合わせる(電話相談時間/午前8時30分午後5時、土日祝を除く)。

「コンパクト型」は、自宅又は事務所等に指導員が訪問して、記帳の仕方から決算方法、e-Taxによる申告までを4〜5回程度の記帳指導を行う。

「会計ソフト方式(コンパクト型)」による記帳指導の希望者は、同庁ホームページの

「オンラインによる記帳指導の受講に係る申込フォーム」に必要事項を入力し申し込む。他方の「会計ソフト方式(通常型)」と「個別指導方式」の記帳指導の希望者は、最寄りの税務署(所得税担当)に電話で問い合わせる(電話相談時間/午前8時30分午後5時、土日祝を除く)。

リファンド方式施行で実務必携を改訂

全免協

全国免税店協会(秋田正紀会長)はこのほど、免税店の実務

に携わる人を対象とした「免税販売実務必携(第5版)」を発行した。写真。

これは、来月1日に施行されるリファンド方式に合わせた約3年ぶりに改訂したもの。

免税で購入した商品の国内転売など不正利用の防止を目的としたリファンド方式において、免税店は、対象者の確認や購入記録情報の送信は引き続き行う

一方で、商品を税込価格で販売し、税関での持出し確認後に消費税相当額を返金することとなる。

「オンラインによる記帳指導の受講に係る申込フォーム」に必要事項を入力し申し込む。他方の「会計ソフト方式(通常型)」と「個別指導方式」の記帳指導の希望者は、最寄りの税務署(所得税担当)に電話で問い合わせる(電話相談時間/午前8時30分午後5時、土日祝を除く)。

「コンパクト型」は、自宅又は事務所等に指導員が訪問して、記帳の仕方から決算方法、e-Taxによる申告までを4〜5回程度の記帳指導を行う。

「会計ソフト方式(コンパクト型)」による記帳指導の希望者は、同庁ホームページの

「オンラインによる記帳指導の受講に係る申込フォーム」に必要事項を入力し申し込む。他方の「会計ソフト方式(通常型)」と「個別指導方式」の記帳指導の希望者は、最寄りの税務署(所得税担当)に電話で問い合わせる(電話相談時間/午前8時30分午後5時、土日祝を除く)。

「コンパクト型」は、自宅又は事務所等に指導員が訪問して、記帳の仕方から決算方法、e-Taxによる申告までを4〜5回程度の記帳指導を行う。

「会計ソフト方式(コンパクト型)」による記帳指導の希望者は、同庁ホームページの

「オンラインによる記帳指導の受講に係る申込フォーム」に必要事項を入力し申し込む。他方の「会計ソフト方式(通常型)」と「個別指導方式」の記帳指導の希望者は、最寄りの税務署(所得税担当)に電話で問い合わせる(電話相談時間/午前8時30分午後5時、土日祝を除く)。

「コンパクト型」は、自宅又は事務所等に指導員が訪問して、記帳の仕方から決算方法、e-Taxによる申告までを4〜5回程度の記帳指導を行う。

着眼大局

《115》

高市政権は、物価高対策として、2027年4月1日から29年3月31日までの2年間、飲食料品の現行消費税率8%を1%に引下げ、残る1%についても

飲食料品消費税減税

産業への影響から反対意見もあったが減税実施に集約された。保守本流の政治が消えた印象がある。減税なので一般世論は反対せず、ジャーナリズムも同様で、米政府高官の消費税減税は如何なものかとの意見も流れを変えようとした。野党は、減税提案なので腰が定まらず、減税の代わり現金を配布するなどの主張もあるが、消費税減税ストッパーの動きはない。

2年間の物価高対策とすれば、2年後に物価状況によって減税継続の動きが出てくる可能性はある。また、2年後に8%に戻るとは、その時点では増税、消費者負担増であり、増税反対の動きも予想される。

現在、景気好調で税収増加の状況にあるが、この状況がいつまでも続くものではない。好況は循環する。好景気、税収が順調なうちに赤字国債依存を減らし、出来れば0にして財政状況を改善しておくのが国家の計であろう。

赤字財政とは、歳入が歳出を上回り、国債発行なくしては歳入をまかなえない状況が続くことである。赤字財政が続けば国債残高累増、利払・償還費累増、

今、高市総理の提案した消費税減税をして本当によいのか、大丈夫なのかと思っている国民が相当数存在すると思う。(匡)



免税販売実務必携
TAXFREE SHOP
全国免税店協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

川瀬智広 編

令和8年版 年末調整のしかた

特別付録 「年末調整の質問282に答える」収録!!
年末調整に必要なすべての事項をわかりやすく実務的に解説。ミスをしたためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による記載例等を盛り込んで解説。今版は、所得税の基礎知識の引上げ、生命保険料控除の特例などについて解説。特別付録「年末調整の質問282に答える」も巻末に収録。

令和8年版 法人税決算と申告の実務

「ミスをしたためのポイントとアドバイス」
法人税申告書を作成するために、日常の税務会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説。今回の改訂にあたっては、研究開発税制の強化、貸上り税制の見直し及び特定生産性向上設備等促進税制の創設等並びに外国子会社合算税制の見直し等といった令和8年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

五訂版 株式譲渡・相続・贈与に役立つ非上場株式等の評価Q&A

特に難解とされる非上場株式の評価に着目し、課税の前提となる非上場株式の評価の仕方を最新の事例・判例等を含め基本的なものから応用までをQ&A形式でわかりやすく解説。設問数は273問となり前版から大幅に内容を追加して改訂。全面改訂された令和8年4月1日以降適用の「取引相場のない株式等の評価明細書」新様式にも対応!

令和8年版 図解 国税通則法

各税法の基本法、一般法である国税通則法を、体系的に、かつ規定する各種手続や附帯税等の計算期間や課税割合などについて正しく理解できるように、具体的な図やフローチャートを豊富に交えて明快に解説。令和8年版は、電磁的記録に係る証拠取集手続の整備、許可状等の電子化、及び検察官への引継手続の整備等、国税犯則調査手続の見直し等の改正を織り込んで改訂。

令和9年3月 所得稅確定申告用ソフト

所得稅確定申告での主な留意点を「チェックポイント」として掲げ、実務上の疑問を簡潔に確認できるハンドブック。各項目をインデックス的に、チェックしたい項目をピンポイントで確認できる構成となっている。それぞれの項目の解説には、関連する事柄や、根拠条文等も明記。また、多くの図表・フローチャートを用いて、視覚的・体系的に確定申告実務をサポートする。



表1)
$VE_0 = NA_0 + \frac{NI_1 - NA_0 \times Ke}{(1 + Ke)} + \frac{NI_2 - NA_1 \times Ke}{(1 + Ke)^2} \dots \frac{NI_n - NA_{n-1} \times Ke}{(1 + Ke)^n} + \frac{TV}{(1 + Ke)}$
VE ₀ = 評価時点(第一期首)の株主価値
NA ₀ = 第一期首純資産簿価
NI ₁ = 七期の税引後純利益の期待値
Ke = 株主資本コスト
TV = (n+1)期以降の残余利益をn期末時点で割り引いた価値

表2)
$VE_0 = NA_0 + \frac{NI_1 - NA_0 \times Ke}{Ke - g} = \frac{\text{期首簿価}}{\text{純資産}} + \frac{\text{当期利益} - \text{期首簿価純資産の株主資本コスト}}{\text{株主資本コスト} - \text{成長率}}$

具体的には、利益に基づいて評価を行う収益還元方式とFCFに基づいて評価を行うDCF方式がある。そして、最近では、それらの方式に類似する残余利益法が適正であるという点で適用されている。この残余利益法は、表1のような算式

非上場株式の価額の評価については、前回までに述べてきた課税のためだけではなく、私人間の当該株式(会社)の売買においても問題となる。そして、私人間の取引の方が、当然のことながら、当該株式(会社)の価値の評価が厳しく問われることになり、個別妥当性が問題となる。そのため、M&Aに代表される私人間の当該株式(会社)の売買に当たっては、当該株式(会社)の評価において当然のことながら収益方式が重視されることになる。収益方式とは、評価会社が将来獲得する利益又はフリー・キャッシュ・フロー(FCF)債権者や株主等の資金提供者に対する利払い、弁済又は配当に充てることができるキャッシュ・フローのことをいう)を一定の割引率で割り引いた現在価値に基づき評価する方式である。

続

傍流の正論

税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

110

評価論⑩ 残余利益法

となる。そして、このような残余利益法を簡略化すると、表2の算式となる。このような残余利益法については、他の収益方式と同様、M&A等企業(株式)買収においては、当事者の困惑において当該会社の将来利益(キャッシュ・フロー)を見積もって、当事者が納得したところで株価を算定することには適していると考えられる。しかしながら、そのような株価は、当事者の予測に基づいて行われるのであるから、当事者の当該売買の動機(強気か、弱気か等)によっても左右されることになる。

しかしながら、このような評価方法が相続税や贈与税の課税(納税)のために適するかについては、甚だ疑問である。その疑問の原点は、そもそも、相続税法という比較的少ない条文の解釈のために、なぜ二つの基本通達が存在するかにある。この場合、評価通達は、相続税法22条が、相続等により取得した財産の価額は「時価」によると定めているところ、当該時価の解釈のために独立して設けられているのであるが、その解釈が極めて困難であるからにほかならない。

この「時価」の意義については、一般的には、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額すなわち、客観的交換価値であると解されているが、「時価」を「客観的交換価値」に置き換えただけで、実務的には、何の役にも立たないはずである。

そのため、評価通達が独立して設けられているのは、「時価」を評価するための各財産の評価額(評価方法)を課税時期前に予め定め(同通達①②)、評価の便宜性(簡便性)、安全性、統一性(公平性)等を図っているからにほかならない。それは、課税における評価実務にとって不可欠のことである。ところが、残余利益法は、各財産の客観的交換価値を個別に追及する上では優れた方法であるかもしれないが、恐らく、当該企業の将来キャッシュ・フローの予測など十人十色になるであろうから、課税実務を混乱させ、税務行政の使命である「課税の公平」も維持できなくなる。そのため、過去のキャッシュ・フローを代替する考えもあるが、それはそれで理論的問題を残す。

所得税基本講座

必要経費を考える

第2章

■税理士 日高 大開

27

「事業」と「業務」(3)

雑所得の金額の計算において、その取扱いの適用を認めようとする場合、その取扱いを規定した各条項では「事業」ではなく「業務」が用いられています。雑所得が他の所得に分類されない所得であることからすると、「業務」とは、事業と称するに至らない程度の規模の行為として観念づけられるのでしょうか。

例えば、減価償却資産の定義規定では、「業務の用に供される」と規定していますが(所法2①十九)、仮に「業務」を事業と称するに至らない程度の規模の行為と解すると、「事業」を前提とした事業所得の金額の計算において減価償却費を必要経費に算入できないという矛盾が生じます。これは、必要経費の問題にとどまらず、「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう」と規定した青色申告の承認手続についても同様のことがいえます。少なくとも、「事業」と「業務」の使い分けをしていない所得税法第4編<源泉徴収>に規定する条項以外の条項に影響するのではないかと考えられます。

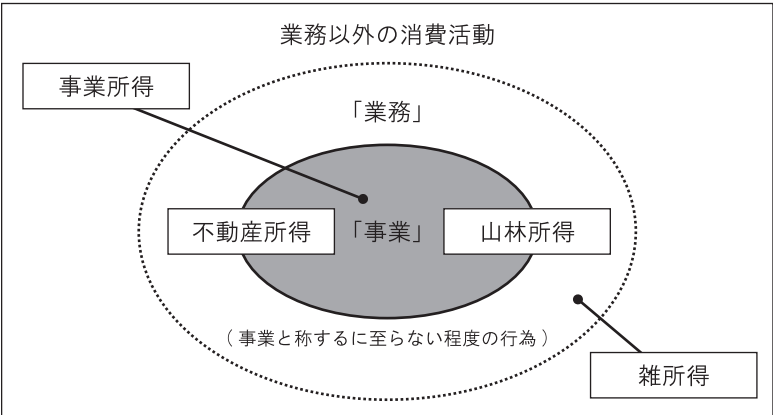
そうすると、「業務」は、事業と称するに至らない程度の規模の行為だけを指すという解釈は誤りであり、「事業」を含む包括的な概念であると解するのが相当です。つまり、所得税法

「業務」は「事業」を含む包括的な概念
「事業」か否かで所得区分にも影響

は、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の各所得金額の計算において、「業務」という用語であらゆるビジネスを網羅的に観念しながら、それが「事業」であるか(事業と称するに至らない程度の規模の行為であるか) そうでないかにより取えてその取扱いに差異を設けているのだと考えます。

そのため、事業所得と雑所得の関係においては、「事業」に当たるときは事業所得として、それに当たらないときは雑所得として、それぞれ各取扱いの適用を受けることになります。また、不動産所得や山林所得では、所得区分に変更はありませんが、その規模等をもとに「事業」に当たるのか否かを判定し、その結果に基づき異なる取扱いの適用を受けることになります。

【「事業」と「業務」の関係】





LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンバインド製造販売、G.H.P冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市長徳区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>



Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。



SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

裁決事例集

304

裁決のポイント

請求人が仕入れた商品の仕入金額は家事関連費に該当せず、全額が必要経費に算入されるとした事例。

玩具販売業を営んでいた審査請求人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていた仕入金額の一部の金額について、原処分庁が家事上の経費と事業上の経費が混在する家事関連費に該当し、事業上必要である部分を明らかに区分することができないから当該金額は必要経費に算入できないなどとして所得税等および消費税等の更正処分等を行った。これに対し、請求人が家事上の経費に該当する仕入れはないなどとして取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は処分がいずれも違法であるとして、その全部を取り消す裁決を下した(令和8年1月14日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人はインターネット(本件サイト)を通じてフィギュア、カプセルトイ等のキャラクターグッズ等を販売する事業を営む個人事業者であったが、事業を法人組織とすることに伴い、令和3年6月に個人事業を廃業した。

請求人は娯楽施設の運営を行う仕入先からクレーンゲームおよびカプセルトイの景品であるキャラクターグッズ等のほか、ソフトビニール・合金製のフィギュア等の玩具、古書等の中古品を購入していた(キャラクターグッズ等を総称して流通限定商品といい、中古品を総称して中古商品という)。

本件仕入先は、各月に請求人に販売した流通限定商品および中古商品に係る納品書を、毎月末日付で送付し、請求人は

原処分庁が家事上の経費と事業上の経費が混在と主張も退け、処分を取消し

編集部編

本件納品書に記載された金額を仕入金額および課税仕入れに係る支払対価の額として計上していた。

本件納品書には日付、商品名、単価、数、金額、消費税、小計および備考の各欄があり、請求人が流通限定商品のみまたは中古商品のみを本件仕入先から購入した場合に「商品名」欄に具体的な商品名が記載されていた。

一方、流通限定商品と中古商品をセットで購入した場合には、本件納品書の「商品名」欄には、流通限定商品の具体的な商品名の記載に続けて「○○」との記載がされるのみで、中古商品の具体的な商品名は記載されていなかった(請求人が本件仕入先から流通限定商品と中古商品をセットで購入した場合の本件納品書に記載された流通限定商品を「本件現行商品」、本件納品書に「○○」と記載された中古商品を「本件プレミア商品」とそれぞれいい、本件現行商品と本件プレミア商品を総称して「本件セット表示商品」という)。

なお、本件セット表示商品について、本件納品書上、本件現行商品と本件プレミア商品の各単価や各数量は、区別して記載されていなかった。

請求人は、本件仕入先から購入した流通限定商品(本件現行商品を含む)を本件サイト上で販売していた。

請求人は、令和元年分から3年分までの各確定申告書でいずれも法定申告期限までに申告した。また、令和元年、2年および3年課税期間(本件各課税期間)の消費税等について、いずれも法定申告期限までに申告した。

原処分庁は6年7月8日付で、調査の結果に基づき、本件セット表示商品について、本件プレミア商品を販売した事実が認められず、本件プレミア商品に係る仕入金額は家事費に該当する。本件セット表示商品の仕入金額は事業上の経費と家事費が混在する家事関連費に該当し、事業上必要である部分を明らかに区分することができないため、本件セット表示

商品に係る仕入金額の全額を必要経費に算入することはできないとして本件各年分の所得税等の各更正処分等をした。原処分庁は同様の理由で、本件各課税期間の消費税等についても各更正処分等を行った。

争点は本件セット表示商品のうち本件プレミア商品に係る仕入金額は、請求人の事業所得の金額の計算上、家事費として必要経費に算入されるか否かなど。

原処分庁の主張

請求人が仕入先からセットで購入した場合、当該仕入れに係る納品書に具体的な商品名が記載された本件現行商品と具体的な商品名の記載がなく単一表記された本件プレミア商品について、本件プレミア商品は、請求人が私的に収集する目的で購入したものである等の理由から、所得税法45条(家事関連費等の必要経費不算入等)1項1号に規定する家事上の経費に該当し、また、本件セット表示商品の仕入金額は本件現行商品と本件プレミア商品に係る購入対価の金額であるところ、納品書には各商品の単価や数量が記載されておらず、事業の遂行上必要な部分を明らかに区分することができないから、本件セット表示商品に係る仕入金額の全額が同様に規定する家事上の経費に關連する経費(家事関連費)に該当し、必要経費に算入することができない。

審判所の判断

本件プレミア商品は、請求人の営む事業に係る本件サイト上で販売していたものと推認され、他に販売目的で仕入れたことを否定するに足りる証拠もないから、当該仕入金額は家事費と認められない。また、請求人は同サイト上で本件現行商品を実際に販売していたから、当該仕入金額は請求人の事業に直接要した費用といえる。そうすると、本件セット表示商品に係る仕入金額は、必要経費と家事費の性質を併有するものとはいえないから、家事関連費には該当せず、全額が必要経費に算入される。

注目の二冊

年末調整のしかた

(令和8年版)

川瀬 智広 編

令和8年分の所得税より、合計所得金額が2350万円以下の個人を対象に、基礎控除の基本額が62万円(特例適用で最大104万円)に引き上げられる。また、給与所得控除の最低保障額が従来の65万円から74万円(5万円の特例上乗せを含む)に引き上げられ、これにより、基礎控除と合わせて所得税が課税されない「年収の壁」が大幅に上昇し、178万円まで所得税が非課税となる。

さらに、扶養親族等の所得要件が、現行の合計所得金額48万円以下から58万円以下に引き上げられる。基礎控除等の見直しに伴う措置で、配偶者控除や扶養控除の対象となる所得基準が緩和され、より多い収入でも扶養内で働けるようになる。その他、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ、通勤手当の非課税限度額の改正、食事の現物支給に係る非課税限度額の引上げなども行われる。

本書では、これら改正の解説や様式記載例、Q&Aなどを掲載。

早めの準備を進めるために欠かせない、年末調整事務に必携の一冊。

B5判、482ページ。定価2420円(税込み)。お申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ホルタ店



電炊きまでごはん **土井**

大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい SUINA室町店
DOI PLUS ONE KOTO

アウス
Password of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil



イクイップメントのサポート商社

株式会社 **昭栄**

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

国税局
エリア別

ふるさと納税の
寄附額の多い自治体を探る

■ 編集部編

3

茨城県守谷市は、県の南西端に位置し、東京都心から40キロ圏内にある。東は取手市、西は常総市、北はつくばみらい市に隣接し、利根川、鬼怒川、小貝川の清流に囲まれ、水と緑に恵まれた大地の上に形成された市街地。つくばエクスプレスの開業以降、さらに人口が増加し、それに伴い住環境が整い、住みやすい街の上位にもランキングされる。

人口は約7万1000人。
そんな同市は、県内屈指のふるさと納税受入額を誇る人気の自治体であり（令和7年度は全国で17位、受入額は約70億円）、市内には国内最大級のアサヒビール工場や明治の守谷工場があるため、全国的に有名な定番のビールや乳飲料が圧倒的な人気を集めている。
ビールだけでも、「アサヒスーパードライ」「世界初！生ジョッキ缶」「アサヒ生ビール（マルエフ）」があり、その他、チューハイ、カクテル、ハイボール、ノンアルコールビールと、ラインナップは豊富だ。

市内には国内最大級のビール工場など

関東信越国税局管内 茨城県守谷市

乳製品では、明治の「プロビオヨーグルト R-1 ドリンクタイプ 112g×24本セット」が同市のふるさと納税ホームページで紹介されている。
生鮮も返礼品として用意されている。県の高級ブランド牛の「常陸牛」を各種取り扱っている。肉質等級が4等以上の厳しい条件をクリアした黒毛和牛のみが常陸牛を名乗ることができ、広大な大地で生産者の技術と努力と愛情をもって育てられた銘柄牛。その他鶏肉や豚肉も選ぶことができる。
スイーツだってある。同市で育った旬の季節野菜（無添加・無農薬・有機栽培）を使ったベーグルセット、県の名産品である干し芋「紅はるか」の干し芋1キロ化粧箱入りなどがある。
寄附金は、①生活環境の向上を図る事業、②健康福祉の増進を図る事業、③教育文化の振興を図る事業などに使用される。
例えば②では、安心して子育てができるまちを実現するための事業（子育て、母子保健、遊べる場の提供など）、高齢者が安心して暮らし、社会参加や支えあい活動が活発になる事業（生きがいづくり、介護予防、高齢者福祉サービスなど）、誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる事業（地域福祉、セーフティーネット、障がい福祉など）に使用される。

調査開始時、社長は明らかにびくついていてた。不正を追及されはしないか

「調査開始時、社長は明らかにびくついていてた。不正を追及されはしないか

「調査開始時、社長は明らかにびくついていてた。不正を追及されはしないか

「調査開始時、社長は明らかにびくついていてた。不正を追及されはしないか

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

「次回調査は、いつ行くんだ？」
「はい、先方と日程調整をします」
川上は自席に戻った。

TAX
ナンバー
プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度の印紙税の調査(1,808場)に対して、収入印紙の貼付不足等が発見された割合になります。

答え=

A

B

 .

C

 %

ナンプレの予想難易度：6

	1		4			2	5
8		3					1
5			9				3
2				6			8
		9	3		4	7	
	3			7			9
	B	8			2		A
		5				8	
6		1			3	2	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月25日(日)

前回の答え **1,095** 億円

豊かな経験、確かな技術。

DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.

☎ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社／〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店／愛媛 営業所／徳島・北島
建設所／綾川

夢中で未来を思いにいく。
上坂会計グループ

税務の申告と相談は
税理士法人 上坂会計

公認会計士 税理士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176

福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245

小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

第60回通常総会を開催

東海酒類行政連絡協 山崎局長が講演

東海酒類行政連絡協 山崎局長が講演
室長、岡本明紀酒税課
議(盛田宏会長)は
9月17日、名古屋観光
ホテルで第60回通常総
会を開催した。

来賓として名古屋国
税局の白津吉弘課税第
二部長、楠木智酒類監
理官、向井彦鑑定官
重して取引を推進する
こと、生販三層
が協調して酒類
の特性からくる
社会的要請(20
歳未満の者の飲
酒防止等)に積
極的に対応する
こと、税務行政、
酒類行政に協力
し、特に「日本
産酒類の輸出促



進」に積極的に取り組むとともに、物流問題の全体最適な改善に努めるほか、「消費税のインボイス制度」の円滑な定着に努めることなどを盛り込んだ令和8年度事業計画書案などを審議し、承認した。総会後は、名古屋国税局の山崎翼局長が、「税務行政の現状と課題」をテーマに講演した。写真。

北大の留学生と交流会

札幌中法人会 円山動物園など見学

公益社団法人札幌中法人会(高橋洋康会長)はこのほど、北海道大学の留学生との交流会を実施した。

今回は8カ国からの留学生とその家族計29人と、会員および家族20人の合計49人の参加があった。

当日は天候にも恵まれ、最初に円山動物園を見学し、子ども



たちは初めて見る珍しい動物に大喜びで、動物園が初めての留学生も多く、皆、興味津々に各施設を回っていた。

その後、交流会会場に移動し、留学生のグループに会員が積極的に入る場面も。多くの留学生は日本語が堪能であったが、中には英語を交えながらの会話もみられた。

子どもたちには日本のおもちゃセットを配付し、親子ともに大喜びだった。

石波署長ら招き 合同研究会開く

中川青申会

愛知・一般社団法人中川青色申告会(西垣直哉会長)はこのほど、名古屋市中工業研究所でブロック合同研究会を開催した。写真。

当日は、中川税務署



研究①は、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現状を説明した。その後、女性部、青年部、改正拡大委員会が活動報告を行った。

研究②は、中瀬副署長が「税務の職場での経験」をテーマに、主として、これまでの税務職員としての経歴を説明するなかで、税務行政の移り変わりや、今後の方向性について話した。



ビール2本券 ¥960(非課税)



缶ビール2缶券 ¥575(非課税)



清酒特撰券 ¥2,880(非課税)



清酒上撰券 ¥2,470(非課税)

誠実かつ適切に対応

高松審判所長の小川氏が抱負

国税庁の7月10日付の定期人事異動で、高松国税不服審判所長に小川健一氏が就任した。写真。小川所長は就任の抱負を次のように語った。

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益



この使命を果たすため、審判所では「充実した調査・審理に基づく適正な裁決」、「原則1年以内の迅速な裁決」、「審判の透明性の確保」、「裁決の質的向上」及び「簡潔・明瞭な裁決書の作成」という方針を掲げており、当支部でもこの方針の下、審査請求人と原処分庁それぞれに對

して誠実かつ適切に対応し、審査請求事件を公正妥当に処理してまいります。

平成元年関東信越国税局採用。関東信越審判所第二部審判官(総括担当)、関東信越国税局課税第一部審理課課長などを経て、令和7年7月から税務大学校関東信越研修所所長。60歳。茨城県出身。

同セミナーは、税に対する理解を深めるとともに、作文作成の参考にしようことを目的に毎年実施しているもの。

当日は鎌倉税務署管内をはじめ県内各地から中学生33人が参加。6団体の担当者がリレー形式で講師を務め、「税金の役割と使い道」「社会と税の関わり」などについて、身近な事例を交えながら分かりやすく解説した。

また、税を通じて社会の仕組みや民主主義について考える内容も盛り込まれ、生徒たちは熱心に耳を傾けていた。

同会事務局は、「昨年は受講した生徒から受賞者が生まれ、セミナーの成果を実感している。今年は33人に参加いただいたが、来年はさらに多くの中学生に受講してもらい、税

について考えるきっかけにしてほしい」と期待を寄せている。

税の作文で審査会を開催
博多署管内納貯連・署福岡・博多税務署管内納貯貯蓄組合連合会(坂本文比古会長)と博多税務署(早田寛署長)は9月9日、福岡市東区の同署会議室で令和8年度の中学生の「税についての作文」の審査会を合同で開催した。写真。

今年応募総数は1498編で、審査員として坂本会長をはじめ同納貯連役員と会員、早田署長や九州北部税

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。
\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //
贈答品 「香典返し」「内祝い」等に
プレゼント 「就職祝い」「退職祝い」等に
景品 「ゴルフ大会の景品」等に
全酒協発行のビール共通券・清酒券は、『有効期限』が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】
登録番号関東財務局長 第 00090 号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第 00082 号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp
飲酒は 20 歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。